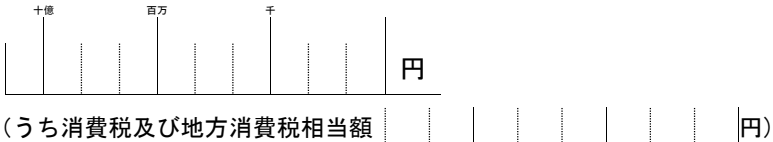


神戸市下水道施設・設備情報システム再構築業務に係る委託契約書

神戸市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間で、次の表の条項及び別紙委託契約約款の条項（次の表の第5項に定める条項を除く。）により委託契約を締結する。

<p>1 委託業務に係る委託料（部分払、前金払又は概算払により支払うものは、その旨、その金額及び支払う時期）</p>	 <p>（うち消費税及び地方消費税相当額 円）</p> <p>【各会計年度の支払額】（ ）内は、うち消費税及び地方消費税相当額 各会計年度における委託料の支払額は、以下のとおりとする。 令和4年度 ￥ 円（￥ —） 令和5年度 ￥ 円（￥ —）</p> <p>乙は、委託料のうち上記の令和4年度支払額を、当該年度末に第4条第1項、第2項の検査を受けて請求できるものとする。 乙の請求に基づき、各年度の支払金額のうち10分の3以内の額について公共工事の前払金に関する規則（昭和28年6月神戸市規則第52号）の規定による前払金を支払う。</p>
<p>精算を行う場合の方法</p>	<p>なし</p>
<p>2 契約保証金（第3条関係）</p>	<p></p>
<p>3 委託業務の履行に係る期間又は期日（以下「委託期間等」という。）</p>	<p>契約締結日の翌日から令和5年9月29日まで。</p>
<p>債務負担行為又は長期継続契約に該当する場合は、その旨</p>	<p>債務負担行為</p>
<p>4 甲が乙に対し委託業務の履行のために必要な機械器具等、設備等を提供する場合の有償・無償の別 有償の場合の金額（第18条第3項、第5項関係）</p>	<p>なし</p>
<p>委託料からの控除又は納入通知書による納付の別、及び控除（納付）時期</p>	<p>なし</p>
<p>5 別紙委託契約約款のうち適用を除外する条項</p>	<p>第8条</p>
<p>6 別紙委託契約約款に付加する条項</p>	<p>第43条 この契約によって作成される著作物の著作権は、乙に帰属するものとする。ただし乙は、甲に対して著作人格権を行使しないものとする。</p> <p>2 甲は、前項における著作物を使用する権利及び改変を要求する権利及び著作権法第47条の3の規定に基づき著作物の複製、翻案をすることができる権利を有するものとする。但し、設計書類は乙が甲に納入し最新版を維持すること、また甲により閲覧等の使用及び所有ができるものとする。</p> <p>3 第1項の著作物には、この契約が締結される以前に甲、乙または第三者がそれぞれ著作権を有していた著作物は含まないものとする。</p>

	<p>4 第1項の著作物の使用のために、乙が著作権を有する前項の著作物を一体として使用する必要がある範囲において、甲は乙の著作物を使用する権利及び改変を要求する権利並びに著作権法第47条の3の規定に基づき著作物の複製、翻案をすることができる権利を有するものとする。第三者が著作権を有する前項の著作物についても同様とし、乙は、乙の責任において、第三者の当該著作物に係る甲の使用する権利等を確保しておくものとする。</p> <p>5 甲の使用する必要がある範囲について、甲が発注した内容から、甲が業務を委託する関係機関において業務が一体として使用すると考えられる場合は、関係機関も甲の使用する必要がある範囲内として、前4項と同様の権利が及ぶものとする。</p> <p>6 本条における権利または著作権法に基づく利用の許諾等の対価は、個別契約記載の対価に含まれており、当該許諾等に伴って、本契約記載の対価とは別の費用が甲に発生することはないものとする。</p>
7 担保期間（第13条）	完成検査合格日より12か月とする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

甲 神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造 印

乙

印